

JIS

作業船用アンカー

JIS F 3991-1975

(2003 確認)

昭和50年2月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

船舶部会 アンカー専門委員会 構成表

	氏 名	所 属
(委員長)	前 田 至 孝	運輸省船舶技術研究所
	尾 花 皓	運輸省船舶局
	逢 坂 國 一	工業技術院標準部
	草 野 博	財団法人日本船舶標準協会標準部
	筒 井 康 治	日本海事協会
	大 沢 俊 夫	東京チェーンアンカー株式会社
	長 尾 富 雄	大阪製鋼造機株式会社
	島 居 貞 人	尾道製鋼造機株式会社
	岩 本 光 二	株式会社寿アンカー
	田 村 元	石川島播磨重工業株式会社船舶事業部技術部
	伊 藤 哲 司	三井造船株式会社千葉造船所造船設計部
	松 浦 和 春	日本鋼管株式会社鶴見造船所
	浜 野 亮太郎	住友重機械工業株式会社造船設計部
	岡 本 富 保	日立造船株式会社第1造船基本設計部
	河 澄 龍之介	川崎重工業株式会社神戸造船事業部
	栗 津 昇	三菱重工業株式会社神戸造船所
	小 杉 隆 祥	大阪商船三井船舶株式会社工務部
	柚 木 茂 登	山下新日本汽船株式会社
	和 田 雅 敬	船舶整備公団
	星 野 友 慶	防衛庁技術研究本部
(事務局)	桜 井 俊 彦	工業技術院標準部機械規格課
	佐 野 則 雄	工業技術院標準部機械規格課

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和41.3.30 改正：昭和50.2.1 確認：平成4.12.14
官 報 公 示：平成4.12.14

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 会田 長次郎）

審議専門委員会：アンカー専門委員会（委員長 前田 至孝）

この規格についての意見又は質問は、運輸省船舶局技術課（☎100 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（☎100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

作業船用アンカー

F 3991-1975

(1992 確認)

Dredger's Anchors

1. 適用範囲 この規格は、主として非自航作業船の作業用及び警戒用に使用するアンカーについて規定する。

備考 この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、国際単位系 (SI) によるものであって、参考として併記したものである。

2. 種類 種類は、シャンクの形状により A 形及び B 形の 2 種類とする。

3. 構造、形状及び寸法 構造、形状及び寸法は、付図及び付表 1～5 のとおりとし、次の各号による。

(1) 呼び重量は、計算総質量によって表す。

(2) ストックの重量は、計算総質量の約 $\frac{1}{5}$ とする。

4. 寸法許容差

(1) アンカー各部の許容差は、指定されたものを除き $\pm 4\%$ とし、その最大値は $\pm 20\text{ mm}$ とする。

(2) アンカーの実測重量は、呼び重量に対して許容差の範囲内で増加することは差し支えないが、減少してはならない。

5. 材料 材料は、付図のとおりとする。

6. 検査

6.1 検査は、次の各号について行う。

(1) 重量、寸法及び外観検査

(2) つち打検査

(3) 耐力検査

6.2 重量、寸法及び外観検査 構造、形状、寸法及び重量について検査し、3. 及び 5. の規定に適合し、なお、使用上有害な傷があってはならない。

6.3 つち打検査 質量 3 kg 以上のハンマーでたたいたとき異状があってはならない。

6.4 耐力検査 次の図に示すつめの箇所に、付表 6 に示すアンカーのストックを除いた実測重量に応じた耐力試験荷重を加えたとき、変形そのほかの異状があってはならない。ただし、耐力試験荷重を加える場合には、その耐力試験荷重の約 10% から全荷重とし、再び初めの荷重にもどしたとき、その標点距離の変化は 20 mm まで差し支えない。

引用規格：JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材

JIS G 3201 炭素鋼鍛鋼品

JIS G 4051 機械構造用炭素鋼鋼材

JIS G 5101 炭素鋼鋳鋼品